

函館市生活保護母子世帯自立支援プログラム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者のうち、就労可能な母子世帯の母である者について、子の養育、日常生活上の諸問題その他の就労を妨げている要因を解消するための生活保護母子世帯自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）により、必要な支援を行い、当該被保護者の就労の実現および充実に図り、もって母子世帯の自立の助長に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 プログラムの対象者は、母子世帯の母である被保護者で、就労可能な者とする。

(選定方法)

第3条 プログラムの対象者の選定は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 生活保護地区担当者（以下「担当者」という。）は、被保護者の医療検討結果等から判断し、対象者に該当すると認められる者のうちからプログラムへの参加の候補者を選定し、別記第1号様式のプログラム検討票を作成するものとする。

(2) 担当者は、作成したプログラム検討票を査察指導員に提出し、プログラムへの参加の適否について協議するものとする。

(3) 査察指導員との協議の結果、プログラムに参加させることが適当と認められる場合は、担当者は、当該被保護者にプログラムの内容について説明し、別記第2号様式の同意書により、参加の同意を得るものとする。

(プログラムの内容)

第4条 プログラムの実施期間は、原則として12箇月間とし、担当者は、プログラムの参加の同意を得た者（以下「参加者」という。）の世帯の特性に応じ、次の各号に掲げるプログラムのうち必要と認めるものを選定し、具体的な支援の計画を定めるものとする。

(1) 養育支援プログラム

ア 保育所、放課後児童クラブの空き状況を確認し、これらが有効に活用できるように支援すること。

イ 参加者の扶養義務者に対し、参加者の世帯の状況を説明し、子の保育、家事等について協力を要請すること。

ウ 子育てサロンおよびつどいの広場ならびに子育てサポート教室の利用を促進すること。

エ 子のいじめ、不登校、非行等の問題に対する解決方法について関係機関による相談等のサービスの利用を促進すること。

オ 母子生活支援施設への入所の必要性について検討し，入所が必要と認められる場合にはこれを支援すること。

(2) 生活支援プログラム

ア 参加者世帯の1日単位および1週間単位の生活状況や行動を聴取し，規則正しい生活が送れるように支援すること。

イ 食事の重要性を認識させ，栄養バランスへの配慮や自ら食事を調理する回数の増加が図られるように支援すること。

ウ 掃除や洗濯等について，家族間での役割分担の必要性について助言し，確実に実施されるように支援すること。

エ 学校行事や家庭生活に関する予定表を作成させ，主体的に予定を消化できるように支援すること。

オ 家計簿を作成させ，生活費を計画的に消費できるように支援すること。

(3) 就労支援プログラム

ア 希望する職種や就労条件について聴取し，求職の目標が定められるように支援すること。

イ 履歴書の書き方や面接方法等について指導し，求職に必要な能力の向上が図られるように支援すること。

ウ 資格の取得および希望する職種に関する技能講座等の受講ができるように支援すること。

エ ハローワークを活用した効果的な求職活動ができるように支援すること。

オ 自立促進講習会への参加を促進すること。

カ 母子家庭等就業・自立支援センターおよび無料職業紹介所の活用を促進すること。

キ 母子家庭自立支援給付金の活用を促進すること。

ク ひとり親家庭等奉仕員派遣事業の活用を促進すること。

(支援の実施および評価)

第5条 担当者は，次に定めるところにより，プログラムに基づく支援の実施およびその結果についての評価をするものとする。

(1) 支援の実施にあたっては，関係機関と連携し，参加者が必要な支援を受けられるよう配慮するものとする。

(2) 支援の実施状況について，別記第3号様式のプログラム管理票に記載するものとする。

(3) プログラムの開始後は，参加者の取り組みの状況および支援目標の達成状況を適時に評価し，査察指導員と協議のうえ，支援継続の要否を決定するとともに，必要があると認められる場合には，支援の内容等の見直しを行うものとする。

(4) プログラムの実施期間が終了したときは、課長および査察指導員と協議のうえ、支援の実施状況について評価し、その結果をプログラム管理票に記載するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年1月31日から施行する。